

コロナ禍と都市底辺層をめぐる問題状況に関するノート

田巻松雄・北川由紀彦*・結城翼**・山口恵子***

はじめに

共同研究「グローバル都市の底辺層の構造と変容」(研究代表者 青木秀男)の東京班(田巻松雄・北川由紀彦・山口恵子・結城翼)は、2018年9月から2019年7月にかけて実施した都内でのインタビュー調査(ホームレスなど不安定居住層が主な対象)の中間報告を本論集第49号で行った(「グローバル都市の底辺層の構造と変容—東京班中間報告—」)。ここでは、先行研究と東京都におけるホームレス対策・事情の基本的整理を踏まえ、25人のインタビュー結果を「背景と概要」、「再開発・住宅市場・支援の利用」、「労働・ジェンダー・社会関係」の視角から整理・検討した。この調査の一定の成果を踏まえ、引き続きインタビューを軸とする調査研究を計画していたが、新型コロナウイルス禍(以下、コロナ禍)の影響でその計画の実施は困難となった。

コロナ禍の影響は、地域・階層・民族・年齢を超え、世界中の社会全般に及んでいる。しかし、例えば、シンガポールの外国人労働者における極めて集中的な集団感染が示唆しているように、密な生活空間での集団生活を余儀なくされたり、3K的な現場で就労する傾向が強い都市底辺層への打撃は甚大である。コロナ禍の影響が長引くことが予想される中で、「グローバル都市の底辺層の構造と変容」を分析対象とする我々の共同研究においてコロナ禍をどのように位置づけていくのか。この問いについては検討を重ねていく必要がある。

本論は、そのための予備的研究と位置付けられるもので、コロナ禍と都市底辺層をめぐる基本的な問題状況を4つの視点から論じるものである。

I節では、コロナ禍が外国人労働者に与えている影響についてベトナム人技能実習生を中心に整理する。II節ではコロナ禍において実施されてきた貧困対策のいくつかを取り上げその概要を整理するとともに、問題の一端を提示する。III節ではコロナ禍における東京都の「ステイ・ホーム(Stay Home)」政策が人々の空間の経験と利用を捨象する側面があったことを指摘し、彼ら/彼女らの生活に与えた影響をフェミニスト地理学の議論と具体的なデータをもとに論じる。IV節では、主に新聞記事を参照し、「夜の街(繁華街)」等の社会問題化の経過を整理することから、都市における身体/労働/空間をめぐるポリティクスの諸点について指摘する。

なお、我々の最終的な関心は「東京」に関する分析にあるが、外国人労働者(I)や生活困窮者(II)に関連する対策においては国による対策の比重が非常に大きいため、今回は、基本的には国による対策を取り上げている。

本論の内容については4人で議論を重ねたが、執筆は、I「コロナ禍と外国人労働者—ベトナム人技能実習生を中心に」(田巻)、II「コロナ禍の中での貧困対策の展開過程」(北川)、III「都市空間とコロナ禍—空間の経験と利用」(結城)、IV「「夜の街」の社会問題化」(山口)という形で分担した。

I コロナ禍と外国人労働者—ベトナム人技能実習生を中心に

1. 問題の所在

世界中でコロナ禍が外国人労働者に大きな打撃を与えている。日本では、熊本県長洲造船工場で働いていたベトナム人技能実習生47人が集団感染(2020年6月)した以外、外国人労働者の集団感染は生じていないと思われる。しかし、コロナ禍は、仕事量の削減や解雇・失業を通じて、外

* 放送大学教授

** 東京都立大学大学院博士後期課程

*** 東京学芸大学教授

国人労働者が「景気の調節弁」であることを改めて浮き彫りにしている。そして、コロナ禍による人の国際移動の制限は、仕事を失ったために帰国することを希望しても帰れない外国人を生み出している。

日本で外国人労働者という場合、「定住者」や「永住者」の在留資格を有する日系人、技能実習生、留学生、「不法滞在者」等の様々な人々が含まれる。一般に、外国人労働力受入国政府は、「短期間の低賃金労働力として自国の経済発展のために貢献してくれる外国人労働者」を好む。様々なコストやリスクを抱え込まないように、定住をみすえた「移民」ではなく、就労のために一時的に滞在することを前提に外国人を受け入れ、かつ厳格に管理しようとする。日本政府が、実質的に外国人労働者の導入のために1993年度に開始した研修生・技能実習生制度は、この考え方を顕著に反映している。この制度は、研修（実習）先の変更と家族の帯同を認めず、1年間や3年間の短期で帰国させる制度であった。

技能実習生は、制度上の理由で、外国人労働者の中でもコロナ禍の影響を最も深刻に受ける人々と言える。コロナ禍によって仕事が減少するまたは失業しても「転職」が難しい。帰国困難な状況の中で、契約期間が満了になれば、在留資格を失うことになる。したがって、仕事や在留資格を失った状態で日本での滞在を余儀なくされることともなる。

技能実習生の継続的な増加傾向の中で、特に顕著な増加を示してきたのがベトナム人である。ベトナム人は、現在、技能実習生の半数近くを占めるまでに至っている。コロナの感染拡大から数か月、外国人労働者の窮状や動向を追跡するレポートの多くがベトナム人技能実習生に焦点を当てているのは、コロナ禍が拡大するベトナム人コミュニティを直撃しているからだ。

本論では、コロナ禍がベトナム人技能実習生に与えている影響とともにベトナム人コミュニティを支援する公的政策と民間活動の動きを整理する。

2. 技能実習生に関する基礎的な事実

(1) 数値的な整理

『在留外国人統計』によれば、2019年末に日本に在留する外国人は2,933,137人（日本の総人口の2.3%）であり、在留資格別でみると、技能実習生の41.1万人が14.0%を占めている。技能実習生は前年同期比8.9万人の伸びを見せている。「外国人雇用状況の届出状況」（2019年10月末）によると、外国人労働者数は1,658,804人で、そのうち「技能実習生」は383,978人で23.1%を占める。前年同期比24.5%増と急激な増加を示している。

外国人労働者の都道府県別の割合をみると、東京29.3%、愛知10.6%、大阪6.4%の順となっており、東京への集中度が高い状況となっている。外国人労働者全体の国籍別では、中国が最も多く418,327人（外国人労働者数全体の25.2%）、次いでベトナム401,326人（同24.2%）となっている。ベトナム人は、前年同期比で84,486人（26.7%）と大きく増加している。

「平成29年度・平成30年度外国人実習機構業務統計 概要」によると、技能実習生の国別・地域別構成の割合は、ベトナムが平成30年度50.5%、平成29年度43.3%と突出している。ベトナム人技能実習生の職業別構成は、建設関係23.0%、食品製造関係20.6%、機械・金属関係18.6%である。技能実習の「平成30年度 都道府県別計画認定件数」をみると、愛知県が最多の10.2%、その他はすべて5%以下（東京は3.2%）である。4%台1府5県、3%台東京都・北海道と4県、2%台5県、1%台13県、1%以下15県であり、技能実習生は全国に散在している状況がうかがえる。

(2) 技能実習生が直面する問題群

外国人研修・技能実習制度は、1993年に開始された直後から、実際には「労働」をしているにも関わらず「研修生・実習生」という理由で労働基準法に抵触するような扱いが平然と行われていることが広く問題視されてきた。

2009年の入管法改正で在留資格「技能実習」が設けられ、従来の研修期間がなくなり、入国当初から「技能実習」が可能となった。そして、技能実習生も労働基準法の対象となり日本人労働者

と同様に残業も認められるなど制度上の改善が図られてきた。しかし、厚生労働省の調査結果を見ても、技能実習生をめぐる現実は依然として厳しいことが理解される。

『技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況』（2019年）によると、労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した7,334事業場（実習実施者）のうち5,160事業場（70.4%）に上っている。主な違反事項は、(1) 労働時間（23.3%）、(2) 使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（22.8%）、(3) 割増賃金の支払（14.8%）の順に多かった。時間外労働は25%、休日労働は35%以上で割増賃金を計算すべきところ、「割増賃金は、1時間当たり500円の単価で支払われていた」例や「直近6か月間において、在籍している技能実習生全員（4名）に対して恒常的に月80時間を超える時間外・休日労働（最長者は月105時間）を行わせ、1日しか休日がない月がある」例が報告されている。

3. コロナ禍とベトナム人技能実習生

(1) 2つの実態調査

2つの実態調査の結果をみておきたい。

1つは、2020年5月26日から6月4日にかけて、技能実習生と留学生を中心とするベトナム人を対象に実施されたインターネットを利用したアンケート調査である（巢内、2020）。77人から回答を得たが、そのうち技能実習生は43人（女性23人、男性20人）であった。「新型コロナウイルスの影響を受け仕事面の問題がある」と回答した人は66.2%であった。自由記述欄の整理から、「仕事の減少」、「感染への不安」、「帰国困難による先行き不安」、「重層化する困難、複雑化する状況」といった点が主な問題として挙げられている。「感染への不安」は、技能実習生の職場が建設、食品製造、機械・金属など「現場」であることに起因する。重層的な困難とは、「転職」が容易に出来ない等の制度的な諸権利の制限、元々の低賃金、渡航前費用（著者の聞き取りでは100万円前後が一般的）の負担が絡み合う困難さを指す。

巢内は、技能実習生が直面する困難は、新型コロナウイルスにより生じたものではなく、「コロナ以前」から存在し続けてきたもので、コロナ感

染拡大による景気悪化が技能実習生の脆弱性を露呈させている点を問題視し、国による踏み込んだ支援の必要性を説く。

もう1つは、16人（男性14人、女性2人）のベトナム人技能実習生へのオンライン・インタビューと新聞などのメディア分析に基づく調査である（Tran 2020）。16人の年齢構成は20-30代、東京、埼玉、千葉、ベトナム在住で、農業、機械、金属、工場、建設部門で働いている（働いた経験を有する）。Tranは、感染拡大に関する危険な環境、限定的な公的支援策、日本における外国人労働者に対するネガティブな見方の存在について触れながら、以下のような結論を導いている。

日本政府は技能実習生を救済するための措置を財政・雇用・健康面で進めたが、技能実習生には十分には行き渡っていない。政府が掲げる政策の理念と現実との間には大きなギャップがあり、技能実習生の生活を脅かしている。人手不足を解消してくれる低賃金の技能実習生は受け入れ企業にとって必要不可欠な存在になっている。しかし、受け入れ企業は、経済的に困難な状況が生じると技能実習生が直面する問題には目を向けず、仕事量の減少や解雇に躊躇せず、かれらの窮状に向き合おうとしない。元々脆弱な立場に置かれていた技能実習生は、コロナ禍によってさらに窮地に追い込まれている。

(2) 公的支援

日本政府は困窮する技能実習生に対してどのような救済措置を用意したのか。その軸となる政策は、「解雇」された技能実習生を救済措置として人手不足の別の産業に振り向ける形で「転職」を解禁した政策である。法務省は2020年4月17日、「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について」を発表し、新型コロナウイルスの感染拡大による企業の経営悪化を受け、外国人技能実習制度のもと日本で就労する技能実習生について、特例として「特定活動」への在留資格の変更を認めると発表した（就労可で在留期間最大1年）。

法務省出入国在留管理庁によると、この措置で転職した人は9月7日時点で991人であり、約7割が実習生で、農業や食品加工分野への転職が大

半を占めるといふ。

また、技能実習の修了生などで帰国が困難な外国人は8月21日時点で約2万4,000人いた。法務省出入国在留管理庁は、2020年8月末、9月7日より、技能実習修了者で帰国困難な元技能実習生についても、雇用維持支援の対象とすることを決め、技能実習を修了した外国人が異なる業種に転職できる特例を設けると発表した。技能実習生は4月下旬から、実習中に解雇された場合のみ異業種への転職が可能であったが、本特例により、修了生も異業種への転職が可能となった。

これらの施策の雇用効果は見守っていく必要があるが、「転職」出来ず、食事にすら事欠く技能実習生の窮状が民間支援活動の状況等から伝わってくる。

4. ベトナム人技能実習生への民間支援活動

(1) カトリック教会関連

・イエズス会社会司牧センター（東京都千代田区）

困窮するベトナム人技能実習生や留学生に対して、カトリックの司祭やシスターなどの修道者が呼び掛けて「一杯の愛のお米プロジェクト」が4月に開始された。当センターは日本のイエズス会が福音的価値観に基づき社会問題について研究・実践する場とされる。「一杯の愛のお米プロジェクト」は、6月21日に一旦終了するまで、5,515人への食糧支援を行った。当センターによると、支援を求めてくるベトナム人のうち一番多かったのが技能実習生であったという。

・NPO法人「日越ともいき支援会」（東京都港区）

2013年よりベトナム人の命と人権を守る活動を目指してきた当会は、今年東京都より非営利活動法人として認可を受けている。コロナ禍のなかで、在留ベトナム人の「駆け込み寺」として、メディアに取り上げられる機会も増えている。困窮するベトナム人の住居の確保、帰国出来ない若者達の保護、労使交渉等多彩な活動を行っている。ボランティアや寺で一時住まいをするベトナム人の若者たちが段ボール箱に米やラーメン、調味料などを詰め、全国のベトナム人に発送しており、3月中旬から6月5日までに約3,800箱を送ったという。

・ひとさじの会（東京都台東区）

ひとさじの会（正式名称:社会事業委員会）は、東京・山谷地区を拠点に生活困窮者支援を行っている団体である。在日ベトナム佛教信者会が長年ひとさじの会が浅草山谷地域で行う路上生活者への夜回りにも長年協力しており、大勢の在日ベトナム人の技能実習生や留学生も活動に参加していた。ひとさじの会は、コロナ禍でベトナム人が困窮していることを知り、9月までに10トンのお米を在日ベトナム佛教信者会に提供している。コロナ禍が長引く中で、ひとさじの会では、「在日ベトナム人への緊急施米支援プロジェクト」と銘打って、信者会の食糧支援の後方支援として、引き続き寄付を募っている。ちなみに、5トンのお米の購入と発送には、およそ65万円が必要とのことである。

・在日ベトナム仏教信者会（東京都港区）

コロナ以降、在日ベトナム仏教信者会会長のタム・チーさんらは「幸せシェアプロジェクト」を立ち上げ、4月22日以降、救援物資を集めて全国の困っている技能実習生や留学生に送る活動を行った。8月末までに、米55トン、30個入りのインスタントラーメン2,800ケース、油、醤油、ヌックマムなどの調味料を集め、米5キロ、ラーメン等を1パックにして、全国1万5,000人に配った。この米の送料だけでも360万円をこえたという。

(2) 個人的活動

個人的に支援活動を行っている人もいる。その一人、在仙台ベトナム人協会のDo Van Tuanさんがいる。Tuanさんは2012年に日本に来日した。2016年に大阪府で在豊中ベトナム人協会を立ち上げ、2018年に在仙台ベトナム人協会を立ち上げた。Tuanさんによると、コロナ禍によって外国人が抱えていた問題がよりはっきり見えるようになったという。Tuanさんは、特に助けを求めている人として、留学生、技能実習失踪者、技能実習解雇者、仕事が減っている技能実習生・日本人を挙げ、個人の支援活動の内容として、心のケア、食料の無償提供、住居の無償提供、就職支援、企業と連携して仕事を提供するためのプロジェクトを挙げた。Tuanさんは、自身の支援活動の特徴として「食料よりも心のケア」、「食料よりも仕事」を挙げ、外国人も日本人も、より良い日本をつくるために一緒に一生懸命に頑張っていける社会づく

くりに貢献したいと語る。

Ⅱ コロナ禍の中での貧困対策の展開過程

1. コロナ禍と貧困対策

今回のコロナ禍において、失業や仕事の減少等により生活困窮に至る人々が増加している。本稿執筆時点（2020年10月）においては未だその広がり程度は見通せていないが、その一方で日本国内においては、生活困窮者あるいはその予備軍を対象とした様々な貧困対策が矢継ぎ早に実施されてきた。そうした対策はそれぞれに対象と利用（適用）条件が設定されており、また、発表・開始のタイミングも一律ではない。また、それらの中には制度上の枠組みあるいは制度の運用体制において問題／課題を抱えるものもあり、貧困者支援等に携わる社会運動団体による批判の対象ともなってきた。

2008年のリーマン・ブラザーズ証券の経営破綻をトリガーとして発生した世界同時金融危機に際して日本国内では、いわゆる「派遣切り」に遭った労働者などの生活困窮者が大量に生み出されたが、野宿者のような可視的なホームレスの人々の数の増加は見られなかった。例えば2008年から2010年間の野宿者数は国内で16,018人から13,124人に減少（厚生労働省2010）、東京23区（1月調査・国管理河川を除く）で2,611人から2,055人に減少している（東京都2014）。こうした野宿者数の減少（増加の歯止め）の背景には、金融危機の発生以前から展開され積み重ねられていた社会運動の成果として貧困対策（生活困窮者支援策）が拡充されてきたという事実がある。例えば、東京の野宿者支援・当事者運動においては、野宿からアパート等での生活保護（居宅保護）を求める運動が2007年頃から開始され（戸叶2008）、（高齢者や傷病者でなくとも）生活困窮を理由とした生活保護適用が認められつつあった。また、同じく2007年に結成された「反貧困ネットワーク」による運動団体の連携を基盤として2008年末に行われた「日比谷年越し派遣村」などの取り組み（年越し派遣村実行委員会編2009、宇都宮・湯浅編2009）などを契機として、生活困窮者に対する「ワンストップサービス」などの支援体制が設けられてきた（山本2020）。結論を先取りすれば、

今回のコロナ禍における貧困対策の一部は、コロナ禍以前に始まったこうした対策の延長線上に立てられており、コロナ禍以前から貧困対策について指摘されてきた問題との連続性も見られる。

本節では、行政が発出した事務連絡等の文書や社会運動団体が行政に提出した要望書を主たる手がかりとして、こうした対策の内のいくつかの概要を整理するとともに、その発表・実施の過程で指摘されてきた問題の一端を提示することを試みる。

なお、検討の対象は、対策の枠組みや実施（運用）体制に限定し、対策の利用実態に関しては、データが未だ十分には公表されていないことから、基本的に考察の対象外とする。また検討の対象期間はコロナ禍の発生から2020年8月31日までとする。加えて、ここで取り上げる支援策の中には、今回のコロナ禍に際して全く新たに開始されたものだけでなく、コロナ禍への対応として運用方法の変更（適用にあたっての要件緩和等）がなされたものも含んでいる。

2. 住居確保給付金

「住居確保給付金」は、経済的困窮により住居を喪失したか喪失のおそれがある人に対して賃貸住宅の家賃額を一定期間支給するものであり、生活困窮者のホームレス化を防止する点にその主眼がある。

この制度自体は、世界同時金融危機後の2009年10月に「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業」として開始された「住宅支援給付事業」にその起源を持ち、2013年に生活困窮者自立支援法の制定に伴い、恒久的な制度とされたものである。ただし、コロナ禍の前は「65歳未満」で「離職または廃業した日から2年を経過していない」ことが支給の条件とされていたが、コロナ禍の中で、条件が緩和されることとなった。具体的には、2020年4月1日の生活困窮者自立支援法施行規則改定によりそれまでの「65歳未満」という年齢要件が撤廃され（厚生労働省2020a）、同規則の4月20日の改定により対象に離職・廃業と同程度まで収入が減少している人が追加された（厚生労働省2020b、2020c）。

3. 一時的な居所の確保

「住居確保給付金」が住居を失うことを防止することを主眼としている一方で、すでに住居を喪失した人の一時的な居所の確保も今般のコロナ禍においては対策として打ち出されている。

具体的には、3月3日に生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業（ホームレス自立支援センターやシェルター等）の活用が示された（厚生労働省 2020d）ほか、3月10日には「近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等」を緊急的な居所として紹介する場合があります。また、生活保護申請者がそうした緊急的な居所を利用した場合の宿泊料の支給範囲などが示されている（厚生労働省 2020e）。

こうした動きの中、東京においては4月3日に、ホームレス支援団体6団体が連名で東京都へ「路上ホームレス化の可能性が高い生活困窮者への支援強化についての緊急要望書」を提出している（ホームレス総合相談ネットワーク他 2020a）。この要望書では、巡回相談の強化と併せて、「ホテルの空室や民間施設の借り上げ、または公共施設の利用による一時的な居所の確保、または宿泊料の補助」などが要望として挙げられている。一方東京都は、4月6日開催の「第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において「失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供」の補正予算として12億円を計上し、同15日に発表された「東京都緊急対策（第四弾）」においては、「失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供」の確保数を600室に拡充することが示された（東京都 2020a）。ただし都内の一部の福祉事務所においては、住居喪失者に対して相部屋の保護施設や無料低額宿泊所への入所斡旋が行われていた。これを受けて4月15日に支援団体から東京都へ、相部屋ではなく個室の一時滞在所を斡旋することなどの要望書（ホームレス総合相談ネットワーク他 2020b）が提出されるとともに、同趣旨の要望書が厚生労働省へも提出された。4月17日には厚生労働省から自治体宛に、居住不安定者等への居所提供・紹介に際しては「やむを得ない場合を除き個室の利用を促すこと」等を依頼する事務連絡が発出されるに至った（厚生労働省 2020f）。

無料低額宿泊所については、コロナ禍の発生前から、その一部において狭隘かつ相部屋などの劣悪な住環境や提供される支援に見合わない高額な利用料の徴収などの問題が指摘され¹、そのあり方などについて政府内でも検討がなされていたところであり²、今回のコロナ禍において、そうした問題の一端としての住居喪失者への居住支援における住環境の問題があらためて表面化した形になったともいえる。

また東京都においては、このホテル等への宿泊事業の期限は、当初の5月末から6月7日まで延長された³。しかし新宿区においてホテル宿泊者に対し延長を知らせずに退去を要請し90人以上が行き先が決まらないまま退去していたことが発覚し（東京新聞 2020、新型コロナ災害緊急アクション 2020）、6月9日には新宿区長が謝罪文を発表するに至った（新宿区長 2020）。この件は、住居を喪失した人に対しては（応急対応としての居所提供にとどまらず）生活・居住の安定に向けた継続的な相談・支援が必要であるという認識が一般的には広まりつつある一方で、公的な支援の現場に十分には浸透していないことを示している。

4. 特別定額給付金

「特別定額給付金」事業は、4月20日の閣議決定「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、「家計への支援」として「2020年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている者」を対象とし、「世帯主」を受給権者として、1人につき10万円を支給するというものである⁴。

この事業に関しては、政府による正式発表と同日の4月20日に、生活保護受給者の収入認定から除外するべきとの要望が支援・当事者団体から出され（生活保護問題対策全国会議 2020）、翌21日に政府も認定除外の方針を示している（厚生労働省 2020g）。また、同事業については検討の段階である3月からDVからの避難等により住民登録地から離れている人が受給できない可能性が指摘され（特定非営利活動法人全国女性シェルターネットワーク 2020）、4月22日にはDV避難者については申請を行うことにより住民登録地以外でも受給できることとされた（総務省 2020b）。

一方で、同事業においては「ホームレス」（野宿者）に関して、住民基本台帳記載の有無にかかわらず「すべての野宿生活者」への給付などを求める要望書が支援・当事者団体から幾度も提出されてきた（例えば、ねる会議ほか 2020、ホームレス総合相談ネットワーク 2020、認定 NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい 2020）。しかしこの点に関して国は、4月28日に「ホームレス等」への制度の周知と住民登録の手続きの支援等への協力を自治体へ依頼するとともに、ネットカフェ生活者などについては条件つきでの住所認定が可能である場合があるとの見解を示した（総務省 2020c）一方で、7月17日には、公園や橋の下に設けたテントでの住民登録については過去の判例から認められないとの見解を示した（総務省 2020d）。ここでいう判例とは、大阪市の公園のテントを住所とした住民登録の適法性をめぐる訴訟（2005年提訴、2008年最高裁判決）の判例のことを指しており、公園等での野宿を継続している人については今回の給付金事業からも事実上排除することをあらためて示したと解さざるを得ない。

5. 包摂と排除と

以上、コロナ禍における貧困対策のいくつかを取り上げ、その展開過程においてどのような問題・課題が指摘されてきたのかをかいつまんで述べてきた。これらから指摘できるのは、コロナ禍以前の貧困対策との連続性である。今回の緊急的な対策の発表から実施に至る過程においては、生活困窮や住居喪失のリスクなど、2008年の世界同時金融危機あるいはそれ以前から生活困窮者支援・当事者運動において指摘されてきた点が行政によってもある程度認識され、対策にも織り込まれてきた。また、対策が開始されて以降も、対策の問題点が指摘されるとその点について比較的早期に行政による対応（対象の拡大や制度運用上の特例措置など）がなされるという過程が見られる。世界同時金融危機時と比べると、生活困窮者をできるだけ早期に制度によって包摂しようとする傾向を読み取ることができる。

一方で、住民登録を前提とした特別定額給付金事業からの野宿者の実質的排除のように、それでもなお残っている問題も存在する。貧困対策にお

ける制度上の包摂／排除の動向については今後も注意を払っていく必要がある。

Ⅲ 都市空間とコロナ禍—空間の経験と利用

1. 「ステイ・ホーム」政策という問題

コロナ禍はすでに人々の社会生活にさまざまな影響を与えている。ここではとりわけ空間や場所についてのわれわれの考え方という観点からコロナ禍を捉えることを試みたい。

コロナ禍の特徴は、それが感染症に関わる問題であるために、人々の行為だけでなく特定の地域ないし空間が「リスク」という観点から理解されることにある。つまり、「マスクをつけずに人としゃべる」という行為は感染症にかかる危険性を自らもたらす行為として理解されるし、不特定多数の人が利用する施設などは「リスク」の高い空間として理解される。そのため、感染症対策がとられるとき、標準予防策の推奨などに加えて、さまざまな空間や場所の利用が制限・管理される⁵。東京都は4月7日の国の緊急事態宣言を受けて4月10日に東京都独自の緊急事態措置等を発表した。都は3月中からすでに外出の自粛などを呼びかけていたが、国の宣言を受けて改めて官民の施設に対して休業要請等を大々的に行った。この休業要請等は「社会生活を維持するうえで必要な施設」を対象外とする一方で、ネットカフェや漫画喫茶、商業施設、性産業関連施設、学習塾、劇場、図書館などの公共施設といった多くの施設を対象に含めた⁶。また、4月23日の記者会見で小池都知事は4月末から5月初めまでの連休を「いのちを守る STAY HOME 週間」と名付け、上記の施設等の利用を控えて自宅に留まるように都民に対して呼びかけた。

さまざまな空間を休業要請等の対象とし、「ホーム」に留まることを要請することは、リスク／安全（ないし安心）という観点から空間を分節化することでもあり、その際に空間は理想化／理念化（idealization）される。つまり、「リスク／安全」という二分法のもとで「ホーム」が「安全」と結びつけられるとき、前提にされているのは、ホームを抑圧の場として経験しない立場から理想化されたイメージである。いわば、特定の立場から神話化された幻想としてのホームである。また、休

業要請等に際して、空間とその機能は実際の文脈から切り離されたものとして観念（理想化）される。これは分類、比較、統制を容易にするために行われる操作であり、個性や例外性の捨象を余儀なくする。これら2つの idealization がどのような現実を不可視化してしまうのか。またそのような ideal に基づいた「ステイ・ホーム」と休業要請等が人々の生活に何をもたらしたのか、本セクションではこの問題をフェミニスト地理学の議論と具体的な事例をもとに論じる。

2. 空間の理想化—「ホーム」は安全な場所か

先述の通り、東京都では国の緊急事態宣言を受けて企業等に対し休業要請を行うと同時に、人々に対して「ステイ・ホーム (stay home)」、つまり外出を控えて自宅に留まるように呼びかけた。これは「ホーム」が人々にとって「ステイ」できる空間であることが前提とされた感染症対策であった。しかしながら、「ホーム」に留まることがむしろ「リスク」となるような人々も多くいる。

「ホーム」が決して安全であるとは限らないこと、またしばしば抑圧の場となりうることはこれまでもフェミニスト（地理学者）らによって論じられてきたことでもある。1970年代から80年代には英語圏で「多くの（白人の）フェミニストは西洋における都市の形態、とりわけ20世紀における都心部と郊外の分断は、女性たちから雇用の機会を奪い、家庭という私的世界に追いやることによって女性の従属的地位を強化してきたと論じた」（Peake 2009: 323 筆者訳）。このような立場からは、「ホーム」とはまさに性差別的な抑圧の場であった。また、Rose (1993=2001) が1970年代の E. Relph (1976=1999) や Y. H. Tuan (1977=1993) らによる現象学的地理学研究に対して寄せた批判は、「ホーム」という場所が理想化され、その内部でのコンフリクトや抑圧が等閑視されているということであった。上述の社会主義フェミニズムの観点からの議論はその後白人・異性愛・中産階級の家族を想定したものでしかないとして批判され、その問題構成を変化させていく (Bondi and Rose 2003)。しかし、「ホーム」が必ずしも「安全」ではなく、さまざまな社会関係（権力関係）の網の目の中にある場所であるという指

摘は現在においても有効である。

実際、コロナ禍のなかで虐待やDVといった「ホーム」をめぐる問題は増加の兆しを見せている。表1は2020年の3月から6月における東京都の児童相談所における被虐待相談の件数と前年同月からの増減割合（%）を示したものである。

表1：東京都児童相談所の被虐待相談対応状況
(2020年3月～6月)

	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢		計	
	前年 件数	同月比	前年 件数	同月比	前年 件数	同月比	前年 件数	同月比	前年 件数	同月比
3月	946	17.5	23	155.6	1,571	43.2	346	30.1	2,886	32.6
4月	469	0.0	17	30.8	939	59.2	232	8.9	1,657	28.9
5月	449	9.2	7	-22.2	880	59.7	139	-21.0	1,475	28.6
6月	583	16.6	13	44.4	1,244	110.1	180	0.6	2,020	57.8

出典：東京都福祉行政統計より筆者作成

全体的に前年の同じ時期に比べて虐待相談が3～5割ほど増えている。とくに6月は緊急事態宣言が5月末に解除されたこともあって、多くの相談が寄せられたものと思われる。とりわけ多いのは心理的虐待であり、6月の相談件数は前年の2倍以上であった。これらはあくまで児童相談所への相談件数であり、かなりの暗数があると考えられるが、前年に比べて増加しているのは明白である。また、表は割愛するが、東京都の配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所の女性相談の合計受付件数も前年の同時期よりも増加傾向にあり、最も多い6月では8,585件で前年より21.5%増となっている。

ここで、筆者が勤務する都内の支援団体に寄せられた相談の中から1つの事例を紹介したい。

Aさん（10代女性）：小さい頃に両親から身体的な暴力があり、18歳になるまで児童養護施設で過ごし、その後実家に戻った。身体的暴力はなくなったものの、行動を監視されたり、食事を与えないなどの虐待を受けている。大学進学を目指して予備校に通っており、その学習室や未成年向けの居場所を活用して家族から距離を取っていたが、コロナ禍でそれらが利用できなくなった。自宅にいたのが精神的に苦しくなり、自治体や民間の支援団体に相談して緊急の宿泊支援を受けている。

Aさんの場合、小さいころから現在にいたるま

で家族から虐待を受けており、「予備校の学習室」などを使って家族から距離を取っていた。しかしながら、コロナ禍によってそれらの場所が利用できなくなり、支援機関に相談するに至っている。Aさんにとって「ホーム」とは決して安全な場所ではなく、その外部に避難所を求めざるを得ないような空間なのである。「ステイ・ホーム」は対人の接触を減らすという目的の上では合理的な感染症対策であったかもしれない。しかし、その文脈において「リスク／安全」という観点で空間が分節化され「ホーム」が安全な空間とされることによって、そこでのコンフリクトや抑圧が見落とされてしまうのである⁷。

3. 空間の理想化—期待された機能と実際の利用

Aさんの事例はもう1つの論点を示している。既に述べた通り、「ホーム」という空間に留まるように要請することは、それ以外の空間の使用の制限（休業要請等）とセットであった。この時、休業要請や休業などの協力要請の対象となるか否かはその空間ないし施設の一般的に期待されている機能という観点から区別されていた。例えば東京都の場合「住宅・宿泊施設」である（カプセル）ホテル等が対象外とされる一方でネットカフェやカラオケなどは「遊興施設等」とみなされ休業要請の対象とされた。

しかし、われわれはこれらの施設（とそれが提供する空間）を、その期待された機能に従って利用しているわけではない。Aさんの場合、「予備校の学習室」や若者向けの居場所が「ホーム」から避難できる場所であった。言うまでもなく「予備校の学習室」などは家族から距離を取るために設計されたものではないが、Aさんの生活においては異なる使い方がなされていた。また、任意団体「プライドハウス東京」コンソーシアムが2020年5月11日から6月14日までに行った12～34歳のLGBTQユースを対象にしたインターネット上の調査によれば、回答者のうち36.4%がコロナ禍のなかで安心して話せる相手や場所とのつながりが減少したと回答し、7割以上が家族や同居人との生活の困難を訴えている。自由回答の中には自分のセクシュアリティなどに理解のない家族が在宅勤務で家にいる時間が増えた一方、図

書館やカフェなどの長時間利用できる施設が閉鎖されているために逃げ場がないという回答もみられている⁸。この他にも、例えば、東京都の調査によれば都内のネットカフェには4000人を超える「住居喪失不安定就労者」がいると推定されていた（東京都福祉保健局2018）。こうした人々に対しては、東京都はビジネスホテルを借り上げて提供することによって対応したものの、多くの人々が結果的には寝泊まりする場所を失ったとみられている⁹。

「安全」な「ホーム」に留まることによって「リスク」のある空間の使用を制限するという東京都による対応はそもそも「ホーム」が無かったり、そこで安心して過ごせない人々から、さまざまに利用されていた空間を奪うものであった。もちろん、広域を対象とした政策を実施するにあたって空間を何らかの観点から単純化する必要があるのは事実であろう。しかし、期待される機能によって分類することは空間の1つの見方でしかない。空間は常に人々の生活の中に埋め込まれているという事実が無視されたとき、それは結局のところそれらの人々の生活を視野の外に排除することにつながる。

4. 小括

以上、空間や場所の概念化という観点からコロナ禍における東京の様相を論じてきた。まず、「ホーム」という空間をその外部と対置して「安全」ないし「安心」できる空間として特徴づけること（理想化）によって、「ホーム」という空間の経験の多様性が、またホームも他の空間と同様さまざまな社会関係・権力関係の網の目の中にあるということが不可視化されてしまうことを指摘した。次に、空間を期待された機能から分類すること（理想化）によって、人々が日常的にさまざまな社会的活動の中に空間を取り込んでおり、期待された機能とは異なる利用の仕方をしていることが等閑視され、安全な「ホーム」を持たない人々の生活が実際に脅かされていたことを明らかにした。

空間の理想化／理念化は人々の具体的な経験と実践から遊離した空間の観念を構成することである。そしてそのことはより抽象的なレベルでの都市空間のありようともかかわってくる。しばしば

都市空間は——とりわけ農村や地方との対比において——「異質な他者」に対して寛容であると特徴づけられることがある。この対比が適切であるかはともかくとして、本節の議論が示しているのは、都市空間が多様な人々が暮らすことのできる場であるためには、さまざまな仕方で利用できるような空間が集積していること、そしてそれらの空間の間を行き来できることが重要だということである。交通機関が発達し、さまざまな公共空間や商業施設等が混在している東京は、そうではない空間と比べて多様な人にとって生活がしやすい空間であるかもしれない。それは自らの身体を位置づける空間を作り出すことを可能にする。しかし、コロナ禍における空間の使用と移動の統制はそうした条件を損ねるものだったのである。

この批判は、抽象化を否定し個別性・具体性だけを見ることを求めるものではない。ここで論じているのは、感染症対策が必要な一方で、都市空間がもつ重要な意義を損ねないためには、さまざまな人によって多様な空間が生活の中にもどどのように組み込まれているのかを見る必要があるということだ。コロナ禍は今後もしばらくは続くと思われるが、その中でどのような都市空間を構想し、創出していくのかは大きな社会的課題である。人々による空間の経験と利用を無視すれば、この課題の遂行は再び特定の立場にいる人たちの排除を帰結するだろう。

IV 「夜の街」の社会問題化

1. 都市と盛り場

「人間にとって都市とは何か」、1968年にそう問うたのは社会学者の磯村英一である。そして磯村が最も強調したのは、「人間の個性が解放される空間」ということである。磯村は第一の空間である住居、第二の空間である職場と対比して、「道路・交通機関・広場・公共施設等を含めた空間」であり、「身分や役割が判らない、人間としての平等性が意識される空間」として、都市には「第三の空間」（盛り場的空間）があるとし、都市におけるその重要性を指摘した（磯村 1989）。当時の時代拘束性などがあり、磯村が第三の空間を労働や居住の場として捉えきれなかったという大きな限界はあるにせよ、都市における盛り場的空間の

重要性は確認に値する。

本節で注目したいのは、コロナ禍での都市におけるこの「第三の空間」、とりわけ盛り場をめぐるポリティクスの問題である。さまざまな飲食店や娯楽施設等の集まる盛り場は、都市にとってはサービス経済の拠点のひとつである。観光・ツーリズムを振興する日本政府にとっては、そこでの経済の循環は重要なものであり、とりわけ東京は人口の集中はもちろんのこと、日本でも飲食店や娯楽施設などの大規模な集中がみられる都市である。人口や事業所が多く、密集していること、そこにさらに人も集まること、そうした当たり前と思われたことが「リスク」とされるなかで、歌舞伎町などを含む盛り場は「夜の街」などと名指され、繰り返し報じられることとなった。

盛り場は消費の場であり、そこで働く人々の労働・生活の場であり、相互作用の場でもある。今回の「夜の街」をめぐる一連の社会問題化は、そうしたさまざまな担い手と活動をめぐるポリティクスの問題としてみてとれるように思う。それはいかなるものなのか、限られた紙面ではあるが考えてみたい。

2. 「夜の街」の社会問題化の経過

手がかりとして、朝日新聞の記事を中心に「夜の街」というカテゴリーに関する記事と主な出来事の経過をみてみよう¹⁰。なお、7月頃より「接待を伴う飲食店」というカテゴリーが意識的に使用されるようになり、「夜の街」の使用は目に見えて減少しているが、その影響力は見逃せないものがあり、ここでは注目する。

3月13日に新型コロナウイルス対策の特別措置法が成立した。それからまもなく、「夜の街」に大きな注目が集まったのは、3月30日の東京都知事の記者会見である。そこで都知事は、「感染経路が不明な症例のうち夜間から早朝にかけて営業しているバー、そしてナイトクラブ、酒場など接客を伴います飲食業の場で感染したと疑われる事例が多発している」とし、続けて厚生労働省クラスター対策班の委員が「夜の街といいますが、夜間から早朝にかけての接待飲食業の場での感染者が東京都で多発している」と指摘した（東京都 2020b）。そしてすぐに、「夜の街でクラスター」

(4/2、数字は発行月日を示す、以下同様)として、大阪のショーパブ・クラブでの18人の新型コロナへの感染が報じられた。東京でも、「苦境にたたずむ「夜の街」(4/3)として、渋谷区・新宿区が「夜の街」への自粛を呼びかけたことが報じられている。

4月7日には、7都府県で緊急事態宣言が発令された(5月25日解除)。その後、仙台、札幌、長野、高知、佐賀、宇都宮、福島、徳島、岡山などの地方都市の「夜の街」に関する記事が増加している。とりわけ東京都では、「夜の街関連」などの統計上のカテゴリーがたびたび参照され、「感染死亡者、高止まり」(5/24)、「東京再燃、会食や高齢者施設、40代でも感染増加」(7/10)などのなかでも、繰り返し「夜の街」への言及がなされている。

6月頃からは、検査の実施やガイドラインの策定などの感染症対策が立て続けに報じられる。「夜の街」従業員向け定期検査へ(6/8)と、都と国が連携してPCR検査を受診できる態勢づくりを行うことが表明された。PCR態勢の強化については、その後、宇都宮、福岡、神奈川、埼玉、大阪などの各県や都市でもたびたび取り上げられている。同時期には、「夜のガイドライン、お酌やめて/店内静かに/接触確認アプリを、接待伴う飲食店やナイトクラブ、国が公表」(6/14)と、接待を伴う飲食店やライブハウスの営業再開に向けたガイドラインを国が公表した。こうした流れを下地として、6月19日には移動自粛の緩和や休業要請の撤廃がなされた。

連携の強化も強調されている。「新宿区と「夜の街」事業者らがコロナ対策会議、店舗への調査協力促進を確認」(6/20)と、新宿区と歌舞伎町商店街振興組合や業界団体が、調査協力や対策を行っていくことが報じられている。そしてまもなく、協力金を払うなど独自の支援策が公表された。「休業協力金、都が補助へ」(7/9)では、接待を伴う店を対象に、東京都内の区市町村が休業要請をして「協力金」を支払う場合、都が区市町村に対して1店舗につき50万円を補助する方針が示された。これは、「池袋感染増、抑え込む」(7/15)で言及されているように、ホストクラブの検査を徹底し、協力金を支給するという「豊島区ルール」

がモデルとされる。

こうした感染症対策の推進とともに、7月後半になると、歌舞伎町などの盛り場への警察の立ち入りが行われた。「警官立ち入り時コロナ対策促す」(7/20)という方針が政府によって表明され、「風営法対象店巡り協力要請」(7/23)と、都知事が警視総監と面会し、協力が要請されている。そして、「風営法で立ち入り」(7/25)と、歌舞伎町のキャバクラやホストクラブに都職員同行のもと、警視庁の立ち入りが実施されたことが報じられている。

このように、「夜の街」のカテゴリーは、クラスター、感染者増、検査実施、連携強化、協力金支給、そして警察の立ち入りなどと結びつくようであった。

3. 労働者・事業者・支援者の動き

こうした「夜の街」のカテゴリーの表象の一方で、今回のコロナ禍では、労働者・事業者・支援者からの取り組みが継続的に行われ、報じられている。紙面では「夜の街」のカテゴリーと直接関連していないが、重要な対抗的な動きとして確認する。

いうまでもなくコロナ禍と感染症対策の名のもと、人々の仕事は奪われ、とりわけ対面での直接的な接触や相互作用の多いサービス業は壊滅的な打撃を受けた。そうしたなか、2月27日には小・中・高等学校に臨時休校を要請することが公表された。それに対して、「保護者休業、最大8330円助成」(3/3)と、小学校休業等対応支援金の支給が決まったが、フリーランスを対象外とすることに多くの批判があり、「一部フリーに適用へ」(3/10)と早々と適用がきまった。しかし、なお風俗業で働く労働者が除外されており、「保護者の休業助成「風俗業は対象外」」(4/4)として、支援団体である「SWASH」がその差別や偏見を指摘し、見直しを求める要望書を提出したことが報じられている。それらを経て、早々に、「休業補償、風俗業も支援検討」(4/7)として、官房長官による見直しの検討が表明された。

一方で、中小企業などを中心としていくつかの対策が打ち出されてきたが、これまで風俗業は除外されてきた。それに対して、「風俗業除外「見

直しを」(6/16)として、持続化給付金が風俗業などを対象外としていることへの見直しを求める要望書を、「ナイト産業を守ろう会」が提出していた。しかし、見直しの対象とならず、「性風俗除外、違憲と提訴 コロナ給付金で業者」(9/24)と、持続化給付金や家賃支援給付金で一部の性風俗関係業者が対象外であることは憲法違反であるとして、関西の事業者から提訴がなされた。

こうした労働者・事業者・支援者の取り組みは、支援金・給付金などの政策からの除外、職業差別・偏見などと結びついて報じられているようであった。

4. 身体／労働／空間をめぐるポリティクス

本論全体で共有されているように、コロナ禍はそれまで潜在化していた問題を露わにしたり、問題の延長にあると考えるのが妥当である。「夜の街」等をめぐる一連の経過からもそれは明らかであった。ここから透けて見える都市の身体／労働／空間をめぐるポリティクスについて、2点を指摘しておきたい。

第一に、空間へのスティグマと統制の問題である。そもそもコロナ禍の状況下で「夜の街」として象徴的に取り上げられた歌舞伎町や池袋は、1970年代から「浄化作戦」や「一斉取り締まり」の対象として、繰り返し行政や警察の介入の対象となってきた経緯がある(武岡2017)。とりわけ歌舞伎町は、性風俗業の集中、「不法残留」外国人の摘発、雑居ビル火災、ホームレス問題など、歴史の節々で問題化されてきた。今回のコロナ禍に関しても、危険やリスクを強調し、治療や支援の対象となり、一方で治安対策と合流するという、統制の流れになっている。

しかし、それにしてもやっかいなのは、感染症は病いという意味では身体への個別的なリスクであるが、同時に、感染するという点では面でのリスクとなる。ゆえに、特定の空間が丸ごとリスクや介入の対象になる。「夜の街」という表象は、特定のどこかではない、盛り場が危ない、というリスクイメージを流布するのに大きな役割を果たしたように見える。そして、その危険な「夜の街」と対比されるのは、安全安心の「ホーム」であったのだろう。小ヶ谷千穂は、「ステイ・ホー

ム」言説をめぐる考察のなかで、安全安心の「ホーム」と対比されて、移動する労働者(介護・家事労働者などを含めて)は、必要な存在だがリスクを運ぶ可能性のあるものとみなされ、絶えず監視・差別される可能性があることを指摘している(小ヶ谷2020)。「夜の街」の表象は、生活必需品ではない遊場の場として、家族の親密性の外部にあるものとして、いっそう「ホーム」と切り離され、そこへの介入が正当化されていたと考えられる¹¹。

第二に、そうした「夜の街」の表象とは紙面上では切り離されていたが、一連の労働者・事業者・支援者からの対抗的な取り組みは、風俗業従事者も労働者であること、子どもを持つ保護者であること、風俗業事業所も職場であり、また正当な事業者であるということを訴えるものとして映る。そもそもコロナ禍のなかで、外出制限を含む政府からの強い要請(「自粛」を含む)のもと、直接の身体接触や相互作用の多いセックスワークなどを含む風俗業の仕事は、最も打撃を受けた産業の一つである。その差し迫った状況のなかでも、各種支援制度において、これまでの政策方針を踏まえたとして除外されていた。こうした対抗運動が生じなければ、制度からの排除は続いていた可能性は高く、コロナ禍はその契機となったともいえるだろう¹²。もっとも、労働者と事業者の利害は大きく異なり、搾取-被搾取の関係が強調されることも少なくないが、現時点では、基本的な権利の獲得を目指すものとして併存している。

しかしこうした対抗が始まったとはいえ、風俗業の労働者や事業者へのスティグマが減少したわけでは全くないだろう。菊地夏野は、セックスワーカーが「クラスター予備軍」とされて差別のリスクが増えるおそれがあることを指摘している(菊地2020)。さらに、検査の名のもとに、労働者自身ばかりか顧客や関係者への介入も行われるという、労働者の匿名性が危機にさらされる側面も見逃せない。感染しているならば、さらにその接触した関係者を含めて公表され、「罰」を受けるような形にさえなっている。それは権力による身体と相互作用への介入・統制であるとともに、誰もが感染しうると言いつつも、「彼/彼女らのリスク」として他者化される側面もあるだろう。

もちろん、感染症自体は解決されるべき重大な問題であり、その対策が必要なことはいまでもない。国・都市の政治はその重要な舵取りを担い、世界中でかつてないほどにその動向に注目が集まっている。しかし他方で、感染症対策の名のもとに正当化され、リスクを強調しながら進む権力の作動に、我々は常に注意を払うべきであろう。

おわりに

中国の一都市から発生したコロナは瞬く間のうちに世界を駆け巡った。コロナ禍によって3つの大きな問題が見えてきているように思われる。

第一に、コロナ感染は世界の大都市を中心に爆発した。コロナは大都市集中密集と言える労働空間や生活空間を直撃した。日本では、新型コロナウイルス感染症の問題は、企業が最も集積し人口密度が高い東京都で感染拡大リスクが最も高いという現実を露呈した。より一般的には、都市の活力の源であるべき多様な3密（密集、密接、密閉）によって成長してきた大都市が感染症リスクに直面する事態が世界中で生じた。大都市・グローバル都市あるいは一極集中型都市の脆弱性という問題である。

第二に、政府・自治体・都市が強大な権力・権限を有するという事実である。それらは、外出自粛や企業の経済活動制限などの私権制限、経営危機を回避し困窮者を支援するため巨額の財政支出、感染症の拡大防止のための法的根拠を持った強制力となって現れている。

そして第三に、コロナは都市底辺層を直撃したことである。密な生活・労働空間、経済活動の制限によって、外国人労働者や非正規労働者は感染症のリスクに晒されるとともに、生活手段の剥奪に直面する。そして、公的支援・草の根的な支援は、ホームレスや外国人労働等の都市底辺層に対しては限定的で制限的なものとなりがちである。

本論は、4つのトピックに引き付けて上記の大きな問題を検討していくための予備的な考察を試みた。「コロナ禍と外国人労働者」では、転職禁止と短期雇用という条件の下で就労する技能実習生にコロナ禍の影響が甚大に及んでいる事実を取り上げた。「コロナ禍の中での貧困対策の展開過程」では、貧困対策が生活困窮者をできるだけ早

期に制度によって包摂しようとする傾向と、住民登録を前提とした特別定額給付金事業からの野宿者の実質的排除が象徴するような底辺層の排除が同時進行している事実を問題視した。「都市空間とコロナ禍—空間の経験と利用」では、「ホーム」の「理想化」によって、「ホームも他の空間と同様さまざまな社会関係・権力関係の網の目の中にあるということが不可視化されてしまうこと、また、空間の「理念化」によって、人々が日常的にさまざまな社会的活動の中に空間を取り込んでおり、期待された機能とは異なる利用の仕方をしていくことが等閑視されることを指摘し、安全な「ホーム」を持たない人々の生活が実際に脅かされていたことを問題視した。「夜の街」の社会問題化」では、感染症対策の名のもとに正当化され進む権力の作動に焦点が当てられ、夜の街（繁華街）の危険やリスクが強調され、治療や支援の対象となり、一方で治安対策と合流するという統制の強化が進行したことが指摘される。

コロナ禍はもともとあった世界の様々な問題を露呈してきた。コロナ禍の長期化が予想されるなかで、感染症対策を進めながら、「復旧」ではなく、コロナ後の新しい経済や社会の在り方を模索していく必要がある。引き続き、東京を中心に、大都市の脆弱性、権力と権限、都市底辺層の3つの視点を主要な論点とする研究を行っていききたい。

¹ 無料低額宿泊所の実態や問題を検討した代表的なものとして山田（2016）。

² 2009年から2010年にかけて「無料低額宿泊施設等のあり方に関する検討チーム」会合が開催され、また2018年から2019年にかけて「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」が開催されてきた。

³ 4月11日から開始していたネットカフェ等への休業要請を5月25日以降も継続することを決定したことに伴う措置。宿泊事業は最終的には6月14日まで延長された。

⁴ この事業における在留外国人の取り扱いについては、5月19日に在留資格や在留期間により住民基本台帳からいったん削除されたものの再記載された人も給付対象とする（総務省2020a）などの指針が示されているが、詳細については本稿では割愛する。

⁵ 小ヶ谷（2020）は、コロナ禍における「ステイ・ホーム」という対策の問題点について「移動」の観点から論じている。

⁶ 東京都はさまざまな施設について、法に基づく休業

- 要請、休業への協力要請、休業要請の対象外のどれに当たるか細かい分類を行っている。(https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/007/679/20200617.pdf, 最終閲覧日 2020 年 9 月 12 日)
- ⁷ なお、内閣府はこうした事態に対して「DV 相談プラス」という電話およびチャットによる相談窓口を新たに設置しており、行政として何らかの対策を取っていないわけではない。
- ⁸ 「【速報】LGBTQ ユースへ緊急調査、回答者の 4 割弱は、コロナ禍で安心できる人や場所との「つながり」が脆弱に。無理解な家族とのステイホームの辛さ、新生活や進路・就活への不安、仕事を失い支援を求める声も」(https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000051.000019571.html, 最終閲覧日 2020 年 10 月 11 日)。なお、Valentine (1993=1998) は既にレズビアン女性への聞き取り調査から、(とりわけ出生家族のいる)「ホーム」において異性愛規範が支配的なとき、彼女たちが居心地の悪さや差別的な体験をしていることを指摘している。
- ⁹ この事業の経緯については II 節参照。なお、利用できなかった人がいたことに加えて、仮にビジネスホテルに入れたとしても、生活保護制度以外には住まいを確保するための支援の対象外とされる人がほとんどであったと見られる。
- ¹⁰ 記事検索では、朝日新聞のデータベース「聞蔵 II」を使用した。朝日新聞と朝日新聞デジタルに関して、2020 年 1 月 1 日～9 月 30 日の期間、朝刊・夕刊で合わせて 241 件の記事があった。「接待を伴う飲食店」は 490 件であった。
- ¹¹ もっとも、この「ホーム」についても、「家庭内感染」というカテゴリーが 8 月頃から急激に言及されるようになった。「家庭内感染」が増加した、という内容が多いが、「夜の街」「接待を伴う飲食店」ほどのボリュームでは報じられていない。
- ¹² ただし、コロナ禍以前から風俗業などで働く人々の支援活動を行っていた、例えば一般社団法人 GrowAs People や一般社団法人ホワイトハンズ(風テラス)などの各団体も、さまざまな取り組みや、SNS などを利用した積極的な情報発信を行っている。ここでは主に新聞記事を対象にしたために取り上げなかったが、そうした各団体の動きも見逃せないものであろう。

参考文献

- 磯村英一 (1989) 『磯村英一都市論集 III』有斐閣。
- 井田徹治 (2020) 「環境と生態系の回復へ — パンデミックが示した課題 —」『世界』935 号、88-97 頁。
- Valentine (1993) “(Hetero) sexing Space: Lesbian Perceptions and Experiences of Everyday Spaces,” in *Society and Space*, vol. 11, pp.395-413 (= 福田珠己訳 (1998) 「(異) 性愛化した空間 — 日常空間に対するレズビアンの知覚と経験 —」『空間・社会・地理思想』3 号、77-95 頁。)
- 宇都宮健児・湯浅誠編 (2009) 『派遣村 — 何が

- 問われているのか—』岩波書店。
- 小ヶ谷千穂 (2020) 「移動から考える「ホーム」 — 画一的な「ステイ・ホーム」言説を乗り越えるために —」『現代思想』48 巻 10 号、89-95 頁。
- 奥愛・永井里奈 (2020) 「新型コロナ感染症拡大で考える東京への人口一極集中とコロナ後の変化」『財務総研スタッフ・レポート』2020 年 7 月 27 日、No.20-SR-11、1-16 頁。
- 菊池夏野 (2020) 「コロナで注目の「セックス・ワーカー差別」、フェミニズムとの複雑な関係 — 差別を固定化させないために —」(https://gendai.ismedia.jp/articles/-/72080?fbclid=IwAR2pPjMY_Y1Ok3g01ZA2RwFmLpitM-ASAfksoKRbunZy5KFQ1cAgxxWhnJg, 最終閲覧 2020 年 8 月 17 日)
- GAP × 風テラス (2020) 「夜の世界で孤立している女性・1 万人に支援を届けるプロジェクト」(https://readyfor.jp/projects/38162, 最終閲覧 2020 年 9 月 1 日)
- 厚生労働省 (2019) 『技能実習生の実習実施者に対する監護指導、送検等の状況』。
- 厚生労働省 (2010) 「ホームレスの実態に関する全国調査 (概数調査) 結果 (平成 22 年)」
- 厚生労働省 [局以下は省略・以下同様] (2020a) 「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の活用について」(各都道府県等宛 2020 年 3 月 9 日付事務連絡)
- 厚生労働省 (2020b) 「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」(各都道府県等宛 2020 年 4 月 7 日付事務連絡)
- 厚生労働省 (2020c) 「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る申請受付等について」(各都道府県等宛 2020 年 4 月 13 日付事務連絡)
- 厚生労働省 (2020d) 「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」(各都道府県等宛 2020 年 3 月 3 日付事務連絡)
- 厚生労働省 (2020e) 「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」(各

- 都道府県等宛 2020 年 3 月 10 日付事務連絡)
厚生労働省 (2020f) 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応に当たっての留意点について」(各都道府県等宛 2020 年 4 月 17 日付事務連絡)
- 厚生労働省 (2020g) 「特別給付金の生活保護制度上の取扱い方針について」(各都道府県等宛 2020 年 4 月 21 日付事務連絡)
- 渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合(のじれん) / 聖公会野宿者支援活動・渋谷 / ねる会議 (2020) 「ホームレスの人たちへの特別定額給付金についての緊急要望書」(総務大臣宛・2020 年 8 月 17 日付)
- 新型コロナ災害緊急アクション (2020) 「東京都の緊急一時宿泊事業に関しての意図的な虚偽の通知について抗議します」(新宿区長宛・2020 年 6 月 8 日付)
- 新宿区長 (2020) 「ネットカフェの閉鎖によりホテルに宿泊されていた皆様への対応について」(2020 年 6 月 9 日)
- 巢内尚子 (2020) 「外国人技能実習生と重層的な困難 —ベトナム人の事例から—」『Migrants Network』211 号、8-11 頁。
- SWASH (2020) 「コロナ支援金の風俗従事者への不支給問題について」(<https://swashweb.net/2020/04/03/post-755/>, 最終閲覧 2020 年 8 月 17 日)
- 生活保護問題対策全国会議 (2020) 「生活保護利用者に支給される一律給付金の収入認定除外を求める要望書」(2020 年 4 月 20 日付・厚生労働省宛)
- 総務省 (2020a) 「特別定額給付金事業における在留資格や在留期間の変更等があった外国人に係る取扱いについて」(各都道府県等宛 2020 年 5 月 19 日付事務連絡)
- 総務省 (2020b) 「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」(各都道府県等宛 2020 年 4 月 22 日付事務連絡)
- 総務省 (2020c) 「ホームレス等への特別定額給付金の周知に関する協力依頼について」(各都道府県等宛 2020 年 4 月 28 日付事務連絡)
- 総務省 (2020d) 「ホームレス等に対する住所認定の取扱いに係る質疑応答について (通知) 部長宛」(各都道府県宛 2020 年 7 月 17 日付通知 (総行住第 136 号))
- 武岡暢 (2017) 『生き延びる都市 —新宿歌舞伎町の社会学—』新曜社。
- 田巻松雄・北川由紀彦・山口恵子・結城翼 (2020) 「グローバル都市の底辺層の構造と変容—東京班中間報告」『宇都宮大学国際学部研究論集』49 号、101-122 頁。
- 東京都 (2014) 『ホームレスの自立の支援等に関する東京都実施計画 (第 3 次)』
- 東京都福祉保健局 (2018) 『住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査報告書』。
- 東京都 (2020a) 「新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対策 (第四弾)」
- 東京都 (2020b) 「小池知事「知事の部屋」 / 記者会見 (令和 2 年 3 月 30 日)」(<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/03/30.html>, 最終閲覧 2020 年 10 月 1 日)
- Tuan, Y. F. (1977) *Space and Place: The Perspective of Experience*, University of Minnesota Press (= 山本浩訳 (1993) 『空間の経験』筑摩書房)。
- 戸叶トシ夫 (2008) 「東京東部地域での生活保護集団申請の取り組みの報告 —貧乏なやつらが集まってフガフガやってみたんだな—」『Shelter-less』35 号、66-75 頁。
- 特定非営利活動法人全国女性シェルターネット (2020) 「新型コロナウイルス対策状況下における DV・児童虐待防止に関する要望書」(内閣総理大臣等宛・2020 年 3 月 30 日付)
- 年越し派遣村実行委員会編 (2009) 『派遣村 —国を動かした 6 日間—』毎日新聞社。
- 認定 NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい (2020) 「ホームレス状態にいる人に対する特別定額給付金の支給に関する要望」(総務大臣宛・2020 年 6 月 10 日付)
- ねる会議 / 聖公会野宿者支援活動・渋谷 / 渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合 (のじれん) / ノラ (2020) 「ホームレスに対する特別定額給付金についての要望」(総務省・東京都・渋谷区宛・2020 年 4 月 27 日付)

- ホームレス総合相談ネットワーク (2020) 「ホームレス等に対する特別定額給付金の支給制度の確立を求める要望書」(2020年6月5日付・内閣総理大臣・総務大臣宛)
- ホームレス総合相談ネットワーク他(呼びかけ人: 北島拓也) (2020a) 「新型コロナウイルス感染拡大に伴う路上ホームレス化の可能性が高い生活困窮者への支援強化についての緊急要望書」(2020年4月3日付・東京都宛)
- ホームレス総合相談ネットワーク他(呼びかけ人: 北島拓也) (2020b) 「新型コロナウイルス感染拡大に伴う路上ホームレス化の可能性が高い生活困窮者への支援強化についての緊急要望書〈一時住宅提供に関する緊急要望〉」(2020年4月15日付・東京都宛)
- ホームレス総合相談ネットワーク他(呼びかけ人: 北島拓也) (2020c) 「東京都に対する【新型コロナウイルス感染拡大に伴う路上ホームレス化の可能性が高い生活困窮者への支援強化についての緊急要望書】〈一時住宅提供に関する緊急要望〉についてのお願い」(2020年4月15日付・厚生労働省宛)
- 水嶋一憲 (2020) 「コモン／ウイルス ー解体するスペクタクル・デジタルメディア技術・コモンのケアー」『現代思想』48巻7号、38-46頁。
- 山田壮志郎 (2016) 『無料低額宿泊所の研究 ー貧困ビジネスから社会福祉事業へー』明石書店。
- 山本薫子 (2020) 貧困をめぐる社会運動 ーホームレス・生活困窮者にかかわる支援運動を中心にー 長谷川公一編『社会運動の現在 ー市民社会の声ー』有斐閣、253-276頁。
- Ralph, E. (1976) *Place and Placelessness*, Pion (= 高野岳彦・阿部隆・石山美也子訳, (1999) 『場所の現象学』筑摩書房)。
- Rose, G. (1993) *Feminism and Geography: The Limits of Geographical Knowledge*, Cambridge: Polity Press (= 吉田容子ほか訳 (2001) 『フェミニズムと地理学 ー地理学的地の限界ー』)。
- 「新宿区、期限前にネットカフェ難民をホテル退出させる」東京新聞 TOKYO Web (2020年6月4日) <https://www.tokyo-np.co.jp/article/33294> (最終閲覧2020年10月24日)
- 「シンガポール コロナ禍で苦悩する外国人労働者」NHK NEWS WEB (2020年7月15日) <https://www.nhk.or.jp/kokusaihoudou/archive/2020/07/0715.html> (最終閲覧2020年10月29日)
- 「新型コロナウイルス感染症の影響により帰国困難な元技能実習生に対する雇用維持支援について」公益財団法人 国際人材協力機構 (2020年9月10日) <https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/10204/> (最終閲覧2020年10月20日)
- 「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～」出入国在留管理庁 (2020年9月7日) <http://www.moj.go.jp/content/001328422.pdf> (最終閲覧2020年10月21日) 「技能実習生、修了後も異業種への転職可能に」日本経済新聞 (2020年8月25日) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO63007660V20C20A8EAF000/> (最終閲覧2020年10月29日)
- 「平成29年度・平成30年度外国人実習機構業務統計 概要」<https://www.otit.go.jp/files/user/191001-04.pdf> (最終閲覧2020年10月29日)
- 「【キーパーソンストーリー】 仙台ベトナム人協会 会長ド・ヴァン・トゥアン氏」<http://sdg-mig.org/dovantuan/> (最終閲覧2020年10月29日)
- 「技能実習生、修了後も異業種への転職可能に」日本経済新聞 (2020年8月25日) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO63007660V20C20A8EAF000/> (最終閲覧2020年10月29日)
- 「平成29年度・平成30年度外国人実習機構業務統計 概要」<https://www.otit.go.jp/files/user/191001-04.pdf> (最終閲覧2020年10月29日)
- 「【キーパーソンストーリー】 仙台ベトナム人協会 会長ド・ヴァン・トゥアン氏」<http://sdg-mig.org/dovantuan/> (最終閲覧2020年10月29日)
- Bondi, L. and Rose, D. (2003) “Constructing gender, constructing the urban: a review of Anglo-American feminist urban geography,” in *Gender*,

*Place and Culture: A Journal of Feminist
Geography*, vol. 10(3), pp. 229-245.

Peake (2009) “Urban Geography: Gender in the City,”
in Kitchin, R. and Thrift, N. eds., *International
Encyclopedia of Human Geography*, Elsevier
Science, pp. 320-327.

Tran, Bao Quyen (2020) “Vietnamese Technical
Trainees in Japan Voice Concerns Amidst
COVID-19,” in *The Asia Pacific Journal*, vol.
18(11), Article ID 5478.

A Preliminary Study of the Circumstances that Surround the Urban Bottoms due to the Impact of COVID-19

TAMAKI Matsuo, KITAGAWA Yukihiro, YUKI Tsubasa, YAMAGUCHI Keiko

Abstract

This research paper deals with the circumstances that surround the urban bottoms due to the impact of COVID-19. The analysis has been conducted under four different approaches. First, by presenting the case study of a Vietnamese trainee, this paper will provide information on the effect of COVID-19 among foreign workers. Second, the current paper analyzes part of the measures for poverty alleviation during the pandemic, which is pointed out as a problematic issue. Third, from the perspective of feminist geography and based on concrete data, this paper reveals how the stay-at-home policy issued by the Tokyo Metropolitan government affected the urban bottom by abstracting their experience and use of urban space. Fourth, by using journalistic resources, the information on nightlife districts as social problem and its development have been organized, being the analysis of the politics on urban body/labor/space and their various facets one of the outcomes of the paper.

(2020年11月2日受理)